

令和5年度末までの経過措置について

令和3年度制度改正により、3年間(令和6年3月31日まで)の経過措置として義務化された事項

1 業務継続に向けた取組の強化 対象:全サービス

感染症や非常災害の発生時において、

サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画策定の義務付け

- (1) 業務継続計画(BCP)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる
- (2) 従事者に対して当該計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施(年一回以上、特養・GHは年二回以上)
- (3) 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う

留意事項通知に、「感染症に係る業務継続計画」「災害に係る業務継続計画」それぞれについて、記載すべき内容が列記されています。

【参考】介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)ガイドライン・ひな型

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

岐阜県も、業務継続計画(BCP)策定支援研修の動画を配信しています。

動画 URL(入所・入居系施設向け): <https://www.youtube.com/watch?v=pL0jexe-BGo>

動画 URL(通所・訪問系向け): <https://www.youtube.com/watch?v=GXaruGzh9jw>

研修資料: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/24071.html>

2 高齢者虐待防止の推進 対象:全サービス

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために以下の措置を講じること。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催 及びその結果を従業者に周知徹底
- (2) 虐待の防止のための指針を整備
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施(年一回以上、特養・GHは年二回以上)
- (4) 上記を適切に実施するための担当者を置く

また、運営規程に定めておかなければならない事項として「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されました。

【参考1】 施設・事業所における 高齢者虐待防止のための体制整備 ～令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例～

令和3年度老健事業「介護施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」より

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>

・具体的な取り組みの方法、内容、全国の事業所への調査結果で回答された工夫例、指針の参考例、研修ツールなどが紹介されています。

【参考2】 介護施設における虐待防止研修プログラム例

令和2年度老健事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」より

URL:<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php> 「2020年」の欄に掲載

- ・1科目5～12分の短編動画をダウンロードし、職員個々が都合のよい時間に学習することができます。
- ・受講した事例を使ってグループワークを行い、事業所内での取組みについて検討することもできる構成になっています。



・ 高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

1. 研修・検証等にご活用いただける調査研究事業等

〈1〉老人保健健康増進等事業（再掲）

〈都道府県・市町村向け〉

- ・【令和3年度】高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業（株式会社NTTデータ経営研究所）
- ・【令和3年度】高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策についての調査研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）（報告書／検証の手引き）
- ・【令和2年度】高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業（公益社団法人日本社会福祉士会）
- ・【平成29年度】高齢者虐待における重篤事案等にかかる個別事例についての調査研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）

〈施設・介護サービス事業者向け〉

- ・【令和3年度】介護保健施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備状況に関する調査研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター）（報告書／報告書別冊）
- ・【令和3年度】介護現場における適切なシーディングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業（株式会社日本総合研究所）（報告書／検証書）
- ・【令和2年度】介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究（MS&ADインターリスク総研株式会社）
- ・【令和2年度】車椅子における座位保持等と身体拘束との関係についての調査研究（株式会社日本総合研究所）
- ・【平成21年度】高齢者虐待の防止及び認知症介護の質向上に向けた教育システムの展開と教育効果に関する研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）

【参考1】

【参考2】

| 政策について |
|-------------|
| ● 分野別の政策一覧 |
| ▶ 健康・医療 |
| ▶ 子ども・子育て |
| ▼ 福祉・介護 |
| ▶ 障害者福祉 |
| ▶ 生活保護・福祉一般 |
| ▶ 介護・高齢者福祉 |
| ▶ 雇用・労働 |
| ▶ 年金 |
| ▶ 他分野の取り組み |
| ● 組織別の政策一覧 |

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

3 感染症対策の強化 対象:全サービス

感染症の予防及びまん延の防止のための対策として

- (1) 対策を検討する委員会の開催(おおむね6月に一回以上、特養は3月に一回以上)及び その結果を従事者に周知徹底
- (2) 指針を整備
- (3) 研修及び訓練(シミュレーション)を定期的実施(年一回以上、特養・GHは年二回以上)

4 認知症介護基礎研修受講の義務づけ 対象:無資格者がいない訪問系サービス、居宅介護支援を除く 全サービス

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。また、新規、中途を問わず新たに採用した従業者の内医療・福祉関係の資格を有さない者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。

【参考】 認知症介護研修について - 岐阜県公式ホームページ(高齢福祉課) URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7816.html>